

●条例第 24 条の 2（敷地から道路への自動車の出入口）の規定に係る認定基準

（平成 15 年 9 月 3 日決定）

茨城県建築基準条例（昭和 36 年県条例第 21 号）第 24 条の 2 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項の規定に基づく自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を持つ建築物の敷地の自動車の出入口に係る知事が行う認定について、次のとおり基準を定める。

1. 第 24 条の 2 第 2 項第 4 号の規定に基づく認定は、次の各号の全てに適合するものとする。

- (1) 自動車車庫の用途に供する部分又は自動車修理工場の作業の用に供する部分（以下「車庫等の部分」という。）の床面積の合計が 500 平方メートル以下であること。
- (2) 自動車の出入口に面する道路（以下「前面道路」という。）は、幅員 4 メートル（車庫等の部分の床面積の合計が 200 平方メートル以下の場合にあっては、車道幅員 3 メートル）以上の通り抜け道路であり、かつ、その一方が他の幅員 6 メートル（車庫等の部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の場合にあっては、5 メートル、200 平方メートル以下の場合にあっては、4 メートル）以上の道路に有効に通じていること。
- (3) 前号の規定による前面道路から他の道路に通ずるまでの区間は、前面道路及び前面道路に沿った土地（車庫等の部分の床面積の合計が 200 平方メートル以下の場合にあっては、建築基準法第 42 条第 2 項の規定により道路とみなされる部分の土地を含む。）をもって道路状とし、かつ、当該道路状とする区域の幅員をメートル（車庫等の部分の床面積の合計が 200 平方メートル以下の場合にあっては、4 メートル）以上とすること。
- (4) 前号の規定による道路状とする区域は、次によること。
 - イ. 道路状とする区域が、縁石又は境界杭等で明確になっていること。
 - ロ. 路面が、舗装又は砕石敷ならし等によりぬかるまない構造となっていること。
 - ハ. 道路状とする区域は、通行に支障がない構造とし、道路としての使用の永続性が担保されていること。
- (5) 建築物の形態及び市街地の状況から判断して、交通に支障をきたさないと認められるものであること。

2. 第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく認定は、次の各号の全てに適合するものとする。

- (1) 自動車の出入口の位置について、道路管理者、警察署その他の関係機関との協議が了しており支障がないこと。
- (2) 必要に応じて、歩行者及び自動車に対する交通安全の確保に関する措置がなされていること。
- (3) 建築物の形態及び市街地の状況から判断して、交通に支障をきたさないと認められるものであること。